

平成28年（ワ）第380号 放送法遵守義務確認等請求事件

原告 宮内正蔵

被告 日本放送協会

訴えの変更申立書
(予備的追加的変更)

2017年1月10日

奈良地方裁判所 民事部1C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

弁護士 山下 悠太

原告は、次の通り、訴えの変更（予備的追加的変更）を申し立てる。

予備的請求の趣旨

被告は、原告に対し、ニュース報道番組において自ら定めた「国内番組基準」を遵守して放送する義務があることを確認する。

予備的請求に関する請求の原因

第1 被告NHKは放送法及び「国内番組基準」を遵守した放送を視聴者に対して放送する義務があること

- 1 放送法（以下「法」という。）は、法第64条第1項で、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」と定め、契約締結自由の原則を制限している。
- 2 その制限の代わりに、法第81条は「協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、第4条第1項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない」と規定して、被告NHKに法第4条第1項の遵守義務を課している。そして、法第4条第1項は、「放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。
 - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
 - 二 政治的に公平であること。
 - 三 報道は事実をまげないですること。
 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」と定めている。
- 3 さらに、法第5条は、「放送事業者は、放送番組の種別（教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。）及び放送の対象と

する者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない」と定めている。

この規定を受けて、被告NHKは、「国内番組基準」（甲第17号証）を作成している。その「第1章 放送番組一般の基準」の「第4項 政治・経済」において、「政治上の諸問題は、公正に取り扱う。」と定め、「第5項 論争・裁判」において、「意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公平に取り扱う。」と法第4条1項4号とほぼ同じ内容をNHKが自ら定めているのである。

第2 裁定合議事件として併合審理を求める

本訴は、昨年12月27日に提起された御庁平成28年（ワ）第 号放送法等遵守義務確認請求事件（原告溝川悠介外44名、被告日本放送協会）の関連事件であるため、両事件を併合審理するとともに、裁定合議事件として取り扱われるよう求める。

添付書類

- 1 甲第17号証 国内番組基準

以上